鳥取市病院事業の設置等に関する条例及び鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２５日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第２３号

鳥取市病院事業の設置等に関する条例及び鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

（鳥取市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第１条　鳥取市病院事業の設置等に関する条例（昭和４１年鳥取市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「介護予防サービス事業」の次に「並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）の規定に基づく短期入所事業」を加える。

（鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正）

第２条　鳥取市立病院使用料及び手数料条例（昭和３５年鳥取市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「第５３条第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額」の次に「並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条第３項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。